



豊田市における盛土規制法の概要



令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。

豊田市では、盛土規制法に基づき、**令和6年10月1日（火）**に規制区域を指定し、規制を開始しました。

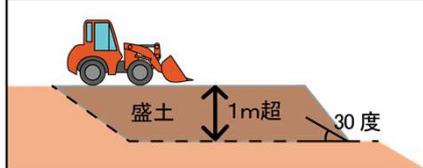
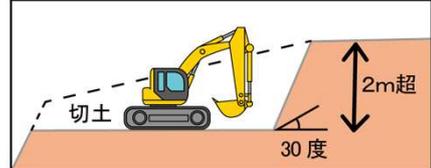
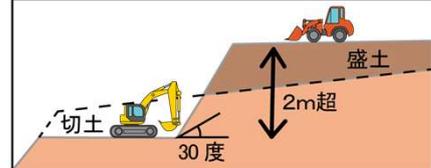
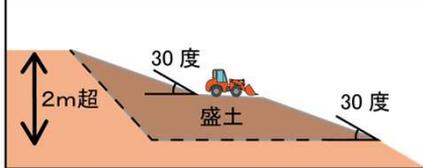
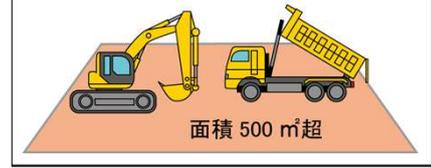
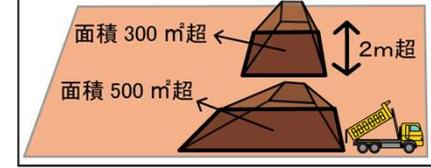
1 規制区域

豊田市では、盛土規制法に基づく基礎調査の結果、市内全域を宅地造成等工事規制区域（宅造区域）又は特定盛土等規制区域（特盛区域）のいずれかの区域に指定しました。詳しくはホームページを御確認ください。



2 対象事業

盛土規制法の**許可が必要**な事業は、次の表のとおりです。

<p>①盛土で高さ1m超の崖ができる工事</p> 	<p>②切土で高さ2m超の崖ができる工事</p> 	<p>③盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖ができる工事</p> 
<p>④盛土で高さ2m超の工事(①、③以外)</p> 	<p>⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡超の工事（高さ30cm超の盛土又は切土）</p> 	<p>⑥一時的な土石の堆積（以下のいずれか）最大堆積時に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ2m超かつ面積300㎡超の工事 ・面積500㎡超の工事（高さ30cm超の堆積） 

3 許可が不要な事業

盛土規制法の**許可が不要**な事業は、次のとおりです。詳細は豊田市が公表する「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可申請の手引き」をご確認下さい。

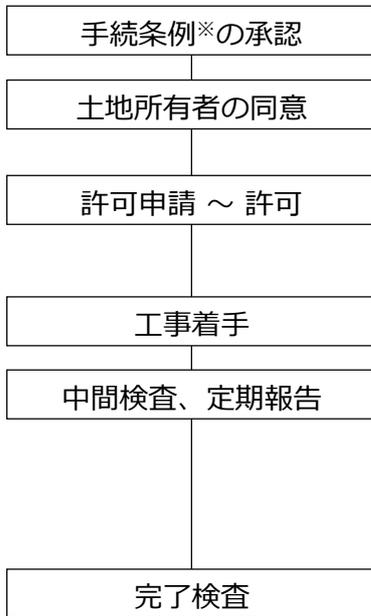
- ・ 開発許可（都計法29条）を受けた事業 ← みなし許可となるので、技術基準等への適合必要
- ・ 道路、河川などの公共施設用地で行う事業
- ・ 採石法、砂利採取法、土地改良法などに基づく事業で、法令等により安全性が担保されており、災害の発生するおそれがない事業
- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積又は工事に使用若しくは発生した土石の堆積
- ・ 農地等において行われる通常の営農行為

4 土地所有者の責務

盛土規制法において土地所有者は、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持することが義務付けられています。災害防止のために必要な場合は、事業者だけでなく土地所有者も改善命令等の不利益処分を受ける場合があります。

5 必要な手続

※手続条例：豊田市開発事業に係る手続等に関する条例



盛土規制法で規定する住民周知については、手続条例の際に実施してください。

土地の権利を有するもの全員の同意が必要です。権利とは、土地の所有権、地上権、質権、賃借権などを言います。

許可申請を行う際には、あらかじめ「技術的基準」「申請者の資力・信用」「工事施行者の能力」について、法の規定に適合している必要があります。詳しくは、豊田市が発行する「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る審査基準」をご確認下さい。

許可を受けたら、工事着手前に標識を設置する必要があります。

一定規模以上の事業は、中間検査及び定期報告を行う必要があります。中間検査及び定期報告が必要な工程については、豊田市が発行する「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可申請の手引き」をご確認下さい。
なお、中間検査が必要な場合は、検査済証が発行されるまで、次の工程に進むことができませんので、ご注意ください。

事業が完了したら、速やかに完了届を提出して下さい。完成検査を行った上で、検査済証を発行します。

6 罰則等

盛土規制法では、無許可行為や災害発生のおそれがある盛土等に対する懲役刑及び罰金刑について、抑止力として十分機能するように高い水準へと強化されました。監督処分・改善命令を受け、それらに従わない場合は罰則が科せられる場合があります。

	監督処分	改善命令
対象	不法盛土等（許可制度上の違反がある盛土等）	危険盛土等（許可対象外であるものの危険性のある盛土等）
命令相手	許可を受けた者、工事主等、土地所有者、管理者、占有者	工事主等、土地所有者、管理者、占有者、原因行為者
命令内容	許可取消、工事停止、土地の使用禁止・制限等	必要な措置の勧告・改善命令等
違反に対する罰則	最大懲役3年又は罰金1,000万円（法人重科：最大罰金3億円）	最大懲役1年又は罰金300万円（法人重科：最大罰金1億円）

7 よくある質問

- Q 1 規制開始前に開発許可を受けているが工事に着手していない。盛土規制法の許可が必要か
A 1 「2対象事業」に該当する場合は、盛土規制法の許可を受ける必要があります。ただし、開発許可が旧宅造区域内的の場合は、許可を受ける必要はありません。
- Q 2 規制開始前に旧法（宅地造成等規制法）の許可を受けて工事に着手している。新たに盛土規制法の許可が必要か
A 2 盛土規制法の許可を受ける必要はありません。規制開始時に工事に着手していない場合も同様です。
- Q 3 開発許可には該当しないが、建築許可が必要な事業である。盛土規制法の許可は必要か
A 3 「2対象事業」に該当する場合は、盛土規制法の許可を受ける必要があります。
- Q 4 開発許可を受けて工事に着手したが、規制開始後に開発許可内容に変更が生じた。盛土規制法の許可が必要か
A 4 開発許可の変更内容が、「2対象事業」に該当する場合は、盛土規制法の許可が必要です。

【問合せ】

豊田市 都市整備部 開発調整課
電話：0565-34-6744
FAX：0565-34-6011
メール：kaihatsu@city.toyota.aichi.jp



豊田市 盛土規制法

検索